

## 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

### 1 基本的事項

#### 1 事業の概要

特別会計名：上水道事業

事業名	末端給水事業（上水道事業）		
事業開始年月日	昭和40年4月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名*	門真市	職員数* (H19. 4. 1現在)	58
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。  
2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

### 2 財政指標等

資本費	87(H18)	公営企業債現在高（百万円）	5223
累積欠損金（百万円）	0	利益剰余金又は積立金（百万円）	190
不良債務（百万円）	0	財政力指数*	0.749
資金不足比率（%）	0	実質公債費比率*（%）	13.0(H19)
		経常収支比率*（%）	103.1(H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。  
なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

### 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村： ]

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。  
2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。  
3 にレを付けた上で内容を記載すること。

### 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区 分	内 容
計 画 名	門真市水道事業財政計画
計 画 期 間	平成19年度から平成23年度
計画策定責任者	水道事業管理者 職務代理者 寛 俊一
既存計画との関係	門真市水道事業財政計画 平成18年度から平成26年度
公表の方法等	ホームページ等で公表予定。 議会へは計画承認後、補正予算説明の際に公表予定。
基本方針	現在において、累積欠損金はなく一定健全な経営を行っているものの、使用水量の減少傾向が続く中で今後老朽管の更新、及び施設の耐震化等多大な資金が必要となってくるため更新計画等を精査し財政計画を策定。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

1 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額			237	237
	補償金免除額			43	43
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額			94	94

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業	436,252	263,798	237,108	937,158
	合 計 (A)	436,252	263,798	237,108	937,158
※上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
	合 計 (B)	0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		436,252	263,798	237,108	937,158

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
	合 計 (A)				
※上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
	合 計 (B)				
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業	145,190	114,710	93,666	93,666
	合 計 (A)	145,190	114,710	93,666	93,666
※上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
	合 計 (B)	0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		145,190	114,710	93,666	93,666

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

## II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	本市においては自己水を持たず100%受水しており府下でも料金水準は高いものとなっている。 経常収益対経常費用比率においては、平成14年度から100%以上を堅持しており一定黒字経営となっているものの、使用水量が継続して減少している中で今後布設後40年以上の老朽管が増加してくるため更新事業に費用がかかるようになる。
経営課題	<b>課 題 ①</b> 職員数の適正化及びそれに係る人件費の抑制 ・平成18年度決算数値で給水人口11万人以上20万人以下の市における職員1人当たり給水人口は平均2,784人となっており（門真市は2,526人）特に隣接する大東市（門真市と給水人口差は約5,000人、受水は100%と同じ）においては3,485人となっているためさらなる職員数の減を検討する必要がある。
	<b>課 題 ②</b> 事務事業の効率化による経費の節減 ・隣接する類似団体である大東市と比較すると物件費の中でも賃借料が飛びぬけて多く、これはOA機器関係の費用となっている。職員数に見合った機器台数を見直しをするなどさらなる経費の節減が必要である。
	<b>課 題 ③</b>
	<b>課 題 ④</b>
	<b>課 題 ⑤</b>
留意事項	経験豊富な職員の定年退職による技術の継承

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。





## (3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前2年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
資金不足比率	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
料金回収率※	(%)	98.5	95.4	96.6	95.8	101.4	94.4	94.6	93.4	95.1	96.0
総収支比率(法適用)	(%)	108.9	101.8	102.4	103.3	107.7	101.8	101.8	100.4	102.1	103.0
経常収支比率(法適用)	(%)	108.9	101.9	102.4	103.3	107.8	101.8	101.8	100.4	102.1	103.0
営業収支比率(法適用)	(%)	110.1	106.1	107.3	105.9	112.5	104.4	105.2	103.6	105.3	106.2
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)										
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)										
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
繰入金比率	収益的収入分	(%)	3.0	0.3	0.0	0.0	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2
	うち基準内繰入金	(%)	3.0	0.3	0.0	0.0	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2
	うち基準外繰入金	(%)									
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)									
	うち赤字補てん的なもの	(%)									
	資本的収入分	(%)	1.3	1.2	2.4	3.3	2.7	1.5	2.5	4.3	5.1
	うち基準内繰入金	(%)	1.3	1.2	2.4	3.3	2.7	1.5	2.5	4.3	5.1
	うち基準外繰入金	(%)									
うち赤字補てん的なもの	(%)										

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

## (1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

## (3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

## (4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

## (5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

## (7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

## 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

## (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

## (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方(前提条件)
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	料金設定については現行のまま、収入の見込を給水人口はほぼ横ばいで試算
2 他会計繰入金の見込み	児童手当に係る繰入金及び消火栓工事に係る繰入金 児童手当に関しては現職員にて試算。消火栓工事については事業計画を参考に試算
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	平成21年度中に開通予定の第二京阪国道の建設の進捗状況を考慮しながら策定
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定(前提条件)について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

#### IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	【課題1】職員数についてはほぼ計画通りに推移 平成14年度から平成18年度まで88人→79人→71人→61人→58人となっており退職不補充による減。 平成19年度から平成26年度まで58人→58人→57人→55人→51人→50人→48人→48人(集中改革プラン)の計画でこれも退職数と同数の補充はないものとして計画策定。この取組により集中改革プランの目標は達成される。
○ 給与のあり方	V-2表職員給与費の計画前5年間の実績欄改善額は平成13年度決算数値職員給与費と平成14年度から平成18年度の決算数値職員給与費との差額を記入。 H19以降の改善額については1人当たりの改善額を平均給与9百万円に退職不補充による職員減人数を掛けて算定。 国家公務員の給与構造改革を踏まえ給与及び諸手当等について改正を行っている。また今後においても市民目線にたつて、諸手当等の見直しを行っていく。
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	H18.4から給与構造改革を行い、一部を除き国並みの制度とした。地域手当については、国基準では15%であるが、現在は10%とし据置いているがH23年度までに再検討する構造改革を行う。 H18年度までの市独自の改革については、H12.7に給料表の見直し、初任給基準の見直し、昇給の6ヵ月延伸、通勤手当の500円カット、H14.4に超過勤務手当の縮減、特殊勤務手当の見直し、H14.11には通勤手当の定期代を1箇月から6箇月に、H15.1には特別職給与10%カット、課長級以上の管理職手当10%カット、H15.4には職員給料3%カットを行った。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	現在、技能労務職がある職場は委託化されており、実質的には技能労務職員はいない状況であるので給料表は同一。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	退職手当については給与構造改革の一環として、国家公務員の退職手当制度の構造的な見直しが行われたことにより、門真市においてもH19.10より、国の退職手当制度に準じるよう改正を行っている。退職時特別昇給に関してはH15.4から廃止しています。
◇ 福利厚生事業のあり方	市職員厚生会が市全体を取りまとめているため水道局独自の施策としては行っていないが、市として門真市職員厚生会の会員会費と市の負担金の割合は、平成16年度決算で、「1:1.37」平成17年度決算で「1:1.43」であり、平成18年度決算からは「1:1」となっている。 健康保険料について現状事業主負担40/1000、被保険者負担31/1000となっており、これまでも継続的に保険料率の適正化が実施され、平成20年度以降においても引き続き検討を行っていくこととしている。市としても市長会等の要望書の趣旨に沿って負担割合が早期に「1:1」になるよう適正化を図る。
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	【課題2】委託可能な部門についてはほぼ実施済み 昭和45年度に検針業務の委託を開始し、昭和58年度には検針業務にハンディターミナルを導入。平成4年度に大阪府市町村水道水質共同検査を委託、平成14年度に職員による宿・日直及び修繕業務を廃止業者組合へ委託、平成15年度に夜間・休日の浄配水場ポンプ運転操作業務及び開閉栓業務を委託。 平成19年度からは料金収受・電話受付業務の委託化を実施する。今後については現在委託している部門についても委託内容の見直し等をしていく必要がある。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	民間的経営ノウハウを導入することによりさらなるコストの削減や技術力の確保等メリットがある一方、水道事業における安全、安心、安定という絶対条件を担保できるかという問題や地域性、緊急事対応等住民生活や地域社会経済に支障が出ないようにする等の問題点があり現在、調査研究を進めている。



#### IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
<p>3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保</p> <p>○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組</p>	<p>平成14年4月1日に8.46%の料金改定を実施。それにより平成14年度より黒字を計上。今後、配水管(老朽管)の更新、施設の耐震化等多大な資金が必要となることが想定されるが現在も一定黒字の経営となっているので料金の引き上げは考えていない</p>
<p>4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入</p> <p>○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開</p> <p>○ 行政評価の導入</p>	<p>現在水道事業単独での公開はしておらず、市の行財政改革推進計画の一部として一体で公開</p> <p>効率的・効果的な企業経営を図るため、経済性・効率性・有効性の観点から評価を行う事務事業評価については現在検討中。</p>
<p>5 その他</p>	<p>特になし</p>

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。  
 なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	職員数はH27年度当初に48名を目標としている。 人件費に関してはH18.4から給与構造改革を行い、一部を除き国並みの制度とした。地域手当については据置いているがH23年度までに再検討する。 H18年度までの市独自の改革については、H12.7に給料表の見直し、初任給基準の見直し、昇給の6ヵ月延伸、通勤手当の500円カット、H14.4に超過勤務手当の縮減、特殊勤務手当の見直し、H14.11には通勤手当の定期代を1箇月から6箇月に、H15.1には特別職給与10%カット、課長級以上の管理職手当10%カット、H15.4には職員給料3%カットを行った。 H19以降の改善額に関しては1人当たり平均給与9百万円に退職不補充による職員減人数を掛けて算定。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	平成14年4月1日料金改定8.46%を実施。現在繰越欠損金等はなく、各業務の委託化や機構改革により、H14から黒字経営となっている。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	基準外繰出しはなし
4 その他	

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考)補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、1の「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課 題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前2年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実 績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
<b>【収入の確保】</b>													
2	料金改定率	8.46											
	改善額(料金の適正化)※1	265	256	259	267	261	1285	0	0	0	0	0	0
	未収金の徴収対策												
	改善額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	一般会計負担金の額												
	改善額(負担金の確保等)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他( )												
	改善額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
<b>【経費の削減】</b>													
1	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)	880	771	673	573	520		520	520	511	493	457	
	改善額	105	214	312	412	465	1508	0	0	9	27	63	99
	給与水準	491	428	374	320	290							
	改善額	26	89	143	197	227	682						0
	その他(職員減)	389	343	299	253	230							
	改善額	79	125	169	215	238	826	0	0	9	27	63	99
	職員給与費(退職手当)	71	200	254	249	199		187	165	142	192	111	
1	職員数(人)	88	79	71	61	58		58	58	57	55	51	
	改善額	3	8	8	10	3	13	0	0	1	2	4	
	維持管理費等												
	改善額(適正化)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	工事コスト※2												
	改善額(削減額)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他( )												
	改善額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	累積欠損金比率	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
	改善額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業債現在高	5,653	5,618	5,525	5,339	5,223		5,237	5,402	5,447	5,491	5,448	
	改善額	5	35	83	106	116	139	14	165	46	44	63	99
	計画前5年間改善額 合計						4,304						99
	改善額 合計												99

注1 「課題」欄については、「1」 主な課題と取組み及び目標の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 ※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

注3 ※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの削減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

注4 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

注5 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

(参考) 補償金免除額

43

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前2年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	137	136	135	135	134	135	135	135	135	135
年間総有収水量 (千m <sup>3</sup> )	16276	15862	15922	15819	15569	14772	14772	14772	14772	14772
公称施設能力 (m <sup>3</sup> /日)	79800	79800	79800	79800	79800	79800	79800	79800	79800	79800
1日最大配水量 (m <sup>3</sup> /日)	55250	53960	54089	51363	51183	56000	56000	56000	56000	56000
最大稼働率 (%)	69.2	67.6	67.8	64.4	64.1	70.2	70.2	70.2	70.2	70.2
供給単価 (円/m <sup>3</sup> )	203	203	203	203	202	223	211	213	210	208
給水原価 (円/m <sup>3</sup> )	207	213	211	212	199	210	199	199	199	199

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。